

港湾工事共通特記仕様書 改訂箇所対比表

令和2年4月

改訂	頁	項目	現 行	改 訂	適用(理由)
R2.4	共特－2	3-3 情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品について	(1)施工管理に関する情報化 1)本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム(工事帳票管理システム)を利用するものとする。詳細については監督職員の指示による。 2)当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示による。 3)システム利用に際して支障が生じた場合には、監督職員に報告し指示を得るものとする。	(1)施工管理に関する情報化 1)本工事に係わる提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム(工事帳票管理システム)を利用するものとする。詳細については監督職員の指示による。 2)当該システムの使用可能時期、手続き等については監督職員の指示による。 3)システム利用に際して支障が生じた場合には、監督職員に報告し指示を得るものとする。	文言削除以降、番号修正
R2.4	共特－6	3-8 管理技術者等の配置等	3-8 管理技術者等の配置等	3-8 管理技術者等の配置について	文言修正
R2.4	共特－6	3-8' 管理技術者等及び品質監視員等の配置等		追加	作成の手引きより移行

R2.4	共特－8	3-13 現場環境 改善 (2)快適ト イレの設 置	設置に要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記の内容を 満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規 格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時 において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議 の上、上限45,000円/基・月を上限に設計変更の対象とす る。(ただし、10,000円/基・月を超えない場合は設計変更 の対象としない。)	設置に要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記の内容を 満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規 格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時 において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議 の上、 実際にかかった費用から10,000/基・月(従来品)を 控除した額について 上限45,000円/基・月を上限に設計変 更の対象とする。 (ただし、10,000円/基・月を超えない場合 は設計変更の対象としない。)	文言修正
R2.4	共特－9	3-14 工 事書類簡 素化の試 行		追加	作成の手引きより移 行 書類簡素化試行一覧 表も一部修正
R2.4	共特－9	3-15 工 事書類集 約化の試 行		追加	作成の手引きより移 行